

特定地域街頭営業ルール実施要綱

「目的」

第1条 この要綱は、個人タクシー事業者の街頭営業適正化を推進するため、特定地域等における街頭営業のルールを定めることにより、利用者利便を確保すると共に、交通阻害問題等の改善を図ることにより、世論と利用者の信頼を高め、個人タクシー業界全体の信頼回復を目指すことを目的とする。

「特定地域等」

第2条 本要綱で定める特定地域等とは、次のものとする。

- (1) 現に利用者利便及び自動車交通の阻害等が常態化し、協会等による指導にも係わらず、改善が見られない地域。
- (2) 特定の地域に限らず、道路運送法の目的である旅客の利便確保の観点から、行政当局より指示を受けた利用者利便の阻害を防止するために必要な事項。

「街頭営業ルール」

第3条 前条による特定地域等の指定に際し、個人タクシー事業者が遵守すべき、街頭営業のルールを同時に定めるものとする。

「特定地域及び街頭営業ルールの告知」

第4条 特定地域及び街頭営業ルールを定めたときは、会員に速やかに通知し、事業者に周知しなければならない。

- 2 本要綱は、緊急を要する時を除き、前項の周知期間（10日間）をおいた後に実施するものとする。

「別表」

第5条 第2条、第3条において定める、特定地域及び街頭営業ルールは別表のとおりとする。

「違反に対する措置」

第6条 前条で定める規定並びにタクシー乗り場等適正運営推進制度など公的規制に違反し、あるいは本協会の是正指導に従わない者は、「街頭営業適正化指導規程」の対象事案とする。

「附則」

1. この要綱の改廃は、理事会にて行う。
2. この要綱は、平成16年12月20日から施行する。
3. この要綱は、平成17年4月1日一部改定実施する。（別表 特定地域及び街頭営業ルール 1.(1)④、⑥、2.(2)）

4. この要綱は、平成17年9月8日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルールに4を新規挿入)
5. この要綱は、平成19年2月14日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール1.(2)「銀座御門通り周辺」地図)
6. この要綱は、平成20年9月11日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルールに5を新規挿入)
7. この要綱は、平成20年11月25日一部改定実施する。(第6条、別表 特定地域及び街頭営業ルール1.(1)(2)、4、5)
8. この要綱は、平成22年1月18日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール1を削除)
9. この要綱は、平成23年9月7日一部改定し平成23年9月17日から実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール1を一部改定、3から7を追加)
10. この要綱は、平成24年5月24日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール2を一部改定)
11. この要綱は、平成24年9月19日一部改定実施する。(第6条)ただし、一般社団法人への移行にかかる改定については、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成26年5月1日)から実施する。
12. この要綱は、平成25年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成26年5月1日)から実施する。
13. この要綱は、平成26年8月18日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール2を一部改定、8を追加)
14. この要綱は、平成26年12月11日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール9を追加)
15. この要綱は、平成27年5月21日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール2、6、8を一部改定)
16. この要綱は、平成28年9月21日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルールを一部改定)
17. この要綱は、平成29年11月2日一部改定し、平成29年12月1日から実施する。(第1条～第5条を一部改定、第6条第2項及び別表 特定地域及び街頭営業ルール10を追加)
18. この要綱は、平成31年3月14日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール7を一部改定)
19. この要綱は、令和3年9月14日一部改定実施する。(第6条第2項を削除)

「別 表」

特定地域及び街頭営業ルール

1. 「NHK放送センター周辺」

[平成 23 年 9 月 7 日改定]

(1) NHK放送センター西門向かい側道路上

- イ 土日祭日を含め終日、客待ちの為の駐停車を行ってはならない。
- ロ 井の頭通りだけではなく、迂回路も客待ちの為の駐停車は行ってはならない。
- ハ 休憩等は、近隣住民からの要望により、他の場所で行うこと。

(2) 区道 858 号（通称本店通り）の白洋舎手前交差点から神山町交差点～神山町東交差点及び井の頭通りへの抜け道

- イ 土日祭日を含め終日、客待ちの為の駐停車は行ってはならない。
- ロ 休憩等は、近隣住民からの要望により、他の場所で行うこと。

(3) NHK西北口への入構は、必ず代々木公園交番前交差点から進行すること

- イ 途中の路地から右折及びUターンしての入構は禁止。

NHK放送センター周辺

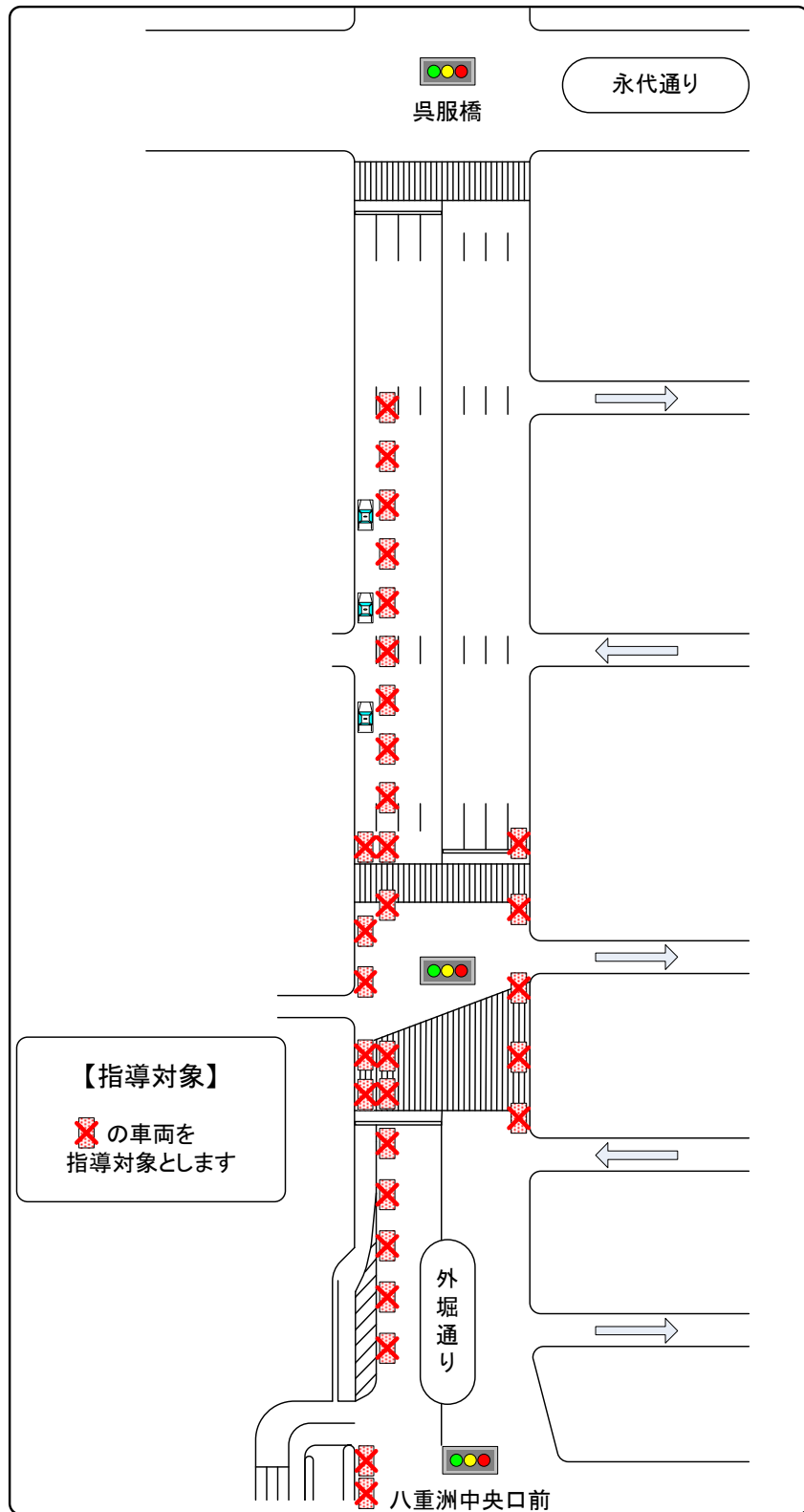


2. 「東京駅八重洲北口 外堀通り周辺」

[平成 27 年 5 月 21 日改定]

- イ 交差点内及び横断歩道上に駐停車し、通行人の通行を妨げてはならない。
- ロ 呉服橋方向に向かう待機列は横断歩道手前を最後尾とし、それ以降横断歩道上に待機をしてはならない。
- ハ 二重駐停車及び一般車両の交通妨害となる待機をしてはならない。
- ニ 客待ち待機のためのスイッチバック行為をしてはならない。

東京駅八重洲北口 外堀通り周辺



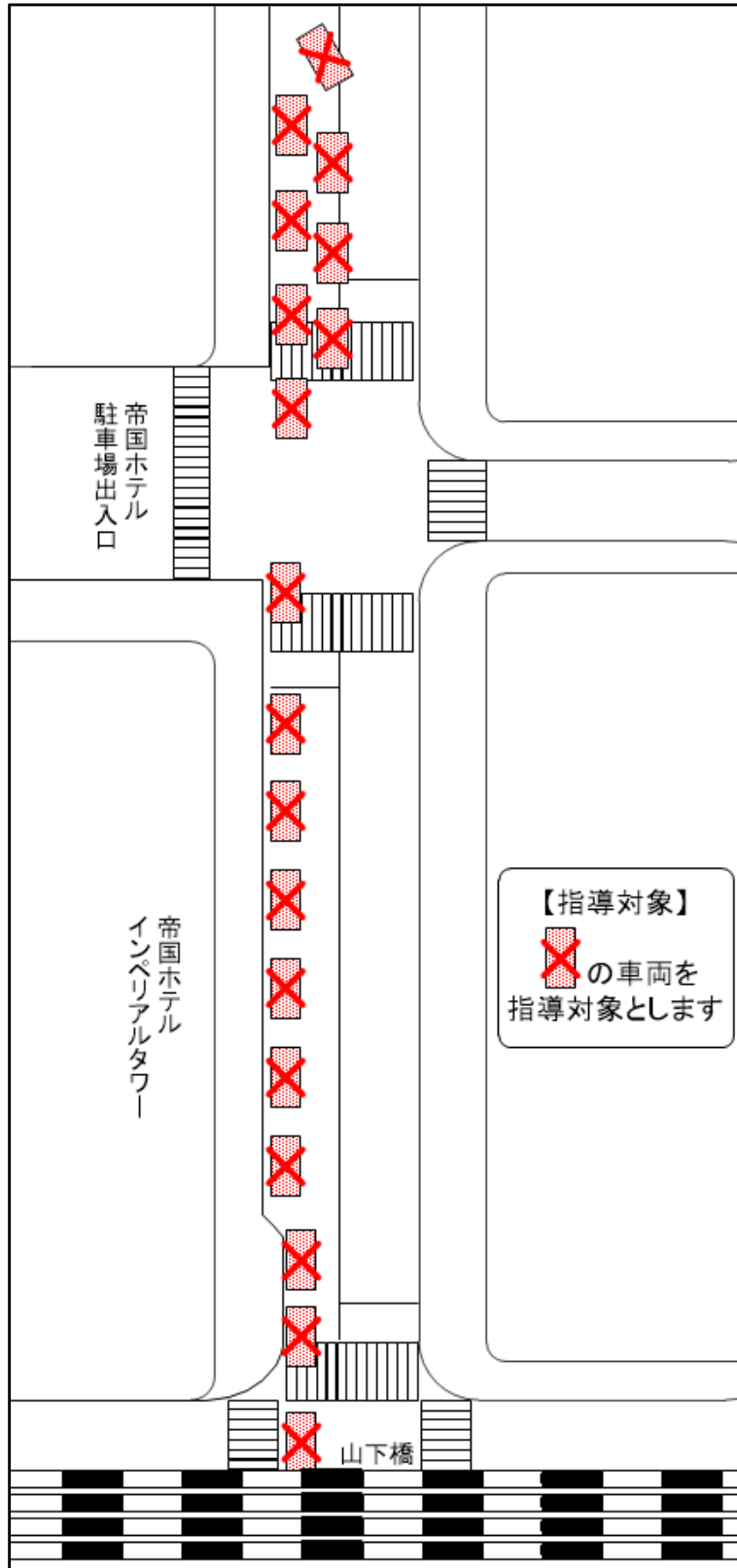
3. 「帝国ホテル前みゆき通り」

[平成 23 年 9 月 7 日指定]

規制時間：土・日、休日、祝日を除く 22 時～翌 1 時

イ 山下橋ガード下から、帝国ホテル駐車場出入口前交差点までの間における客待ちの禁止

帝国ホテル前みゆき通り

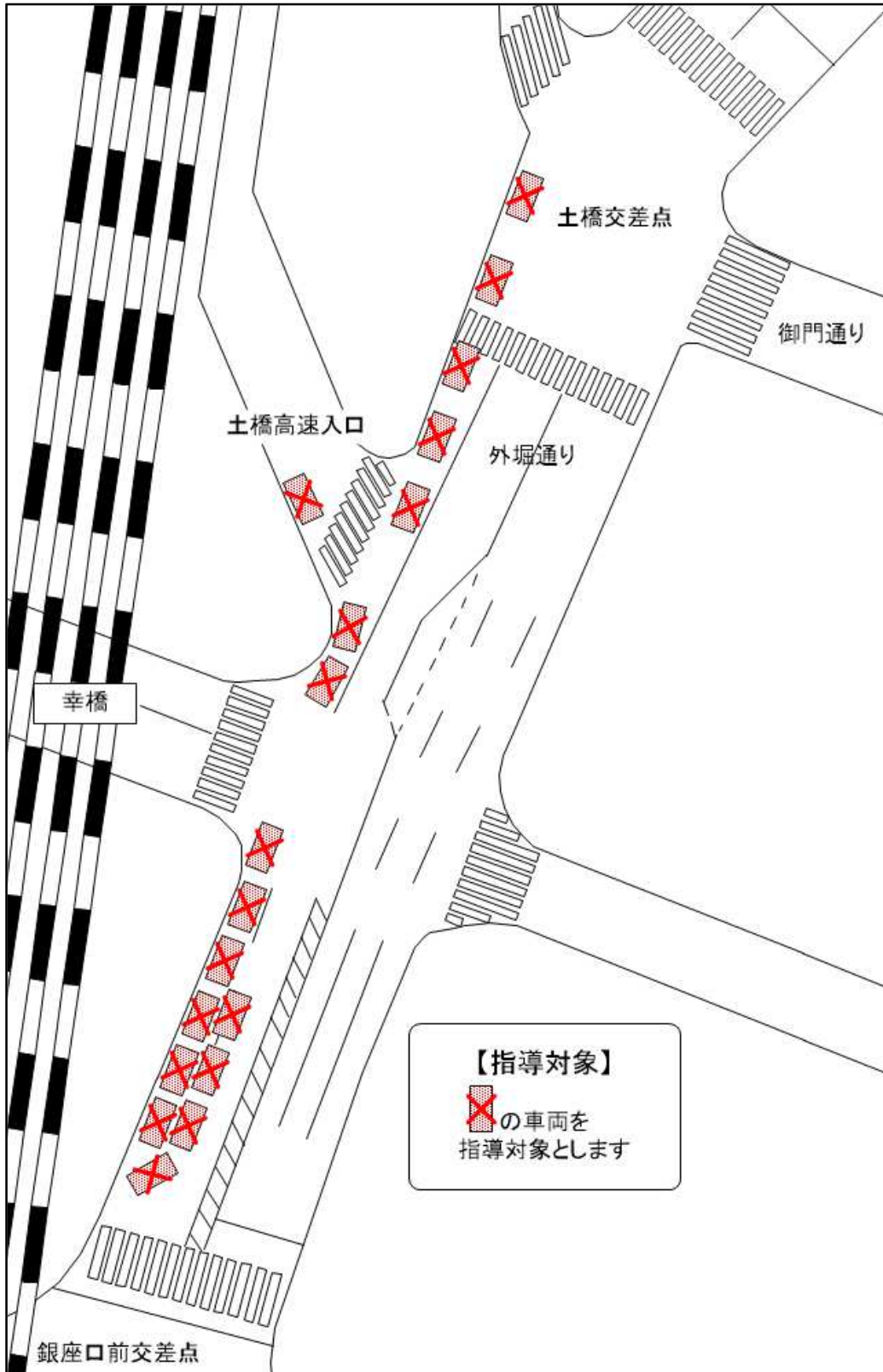


4. 「土橋高速入口内とその周辺」

[平成 23 年 9 月 7 日指定]

- イ 土橋高速入口内における駐停車並びに乗車の禁止
- ロ 銀座乗車禁止規制中における 2 号乗り場入構車列以外の客待ち待機の禁止
- ハ 二重・三重駐停車の禁止

土橋高速入口内とその周辺

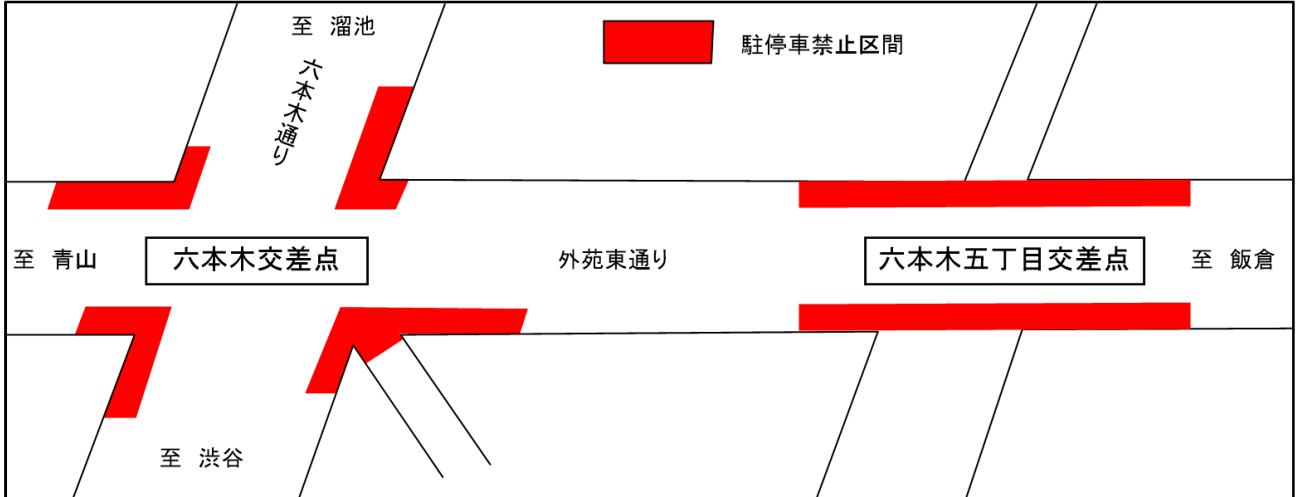


5. 「六本木交差点周辺」

[平成 23 年 9 月 7 日指定]

- イ 駐停車禁止区間における駐停車の禁止
- ロ 二重・三重駐停車の禁止
- ハ 交差点内、横断歩道上における客待ちの禁止
- ニ タクシー乗り場以外での客待ち禁止

六本木交差点周辺

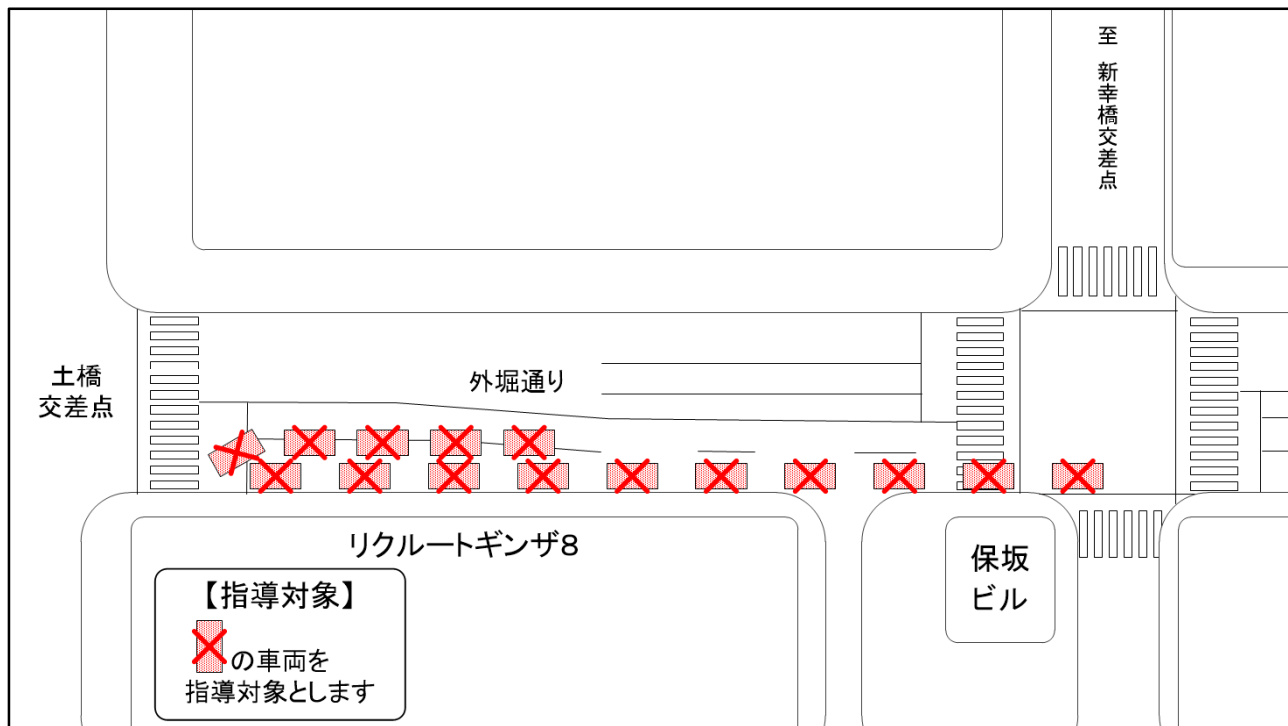


6. 「リクルートギンザ8周辺」

[平成 27 年 5 月 21 日改定]

- イ リクルートギンザ8前の外堀通りでの二重駐車の禁止
- ロ 客待ち待機のためのスイッチバック行為の禁止
- ハ 客待ちのために後退の繰り返しを伴う待機行為の禁止

リクルートギンザ8周辺



7. 「新橋駅東口周辺」

[平成 31 年 3 月 14 日改定]

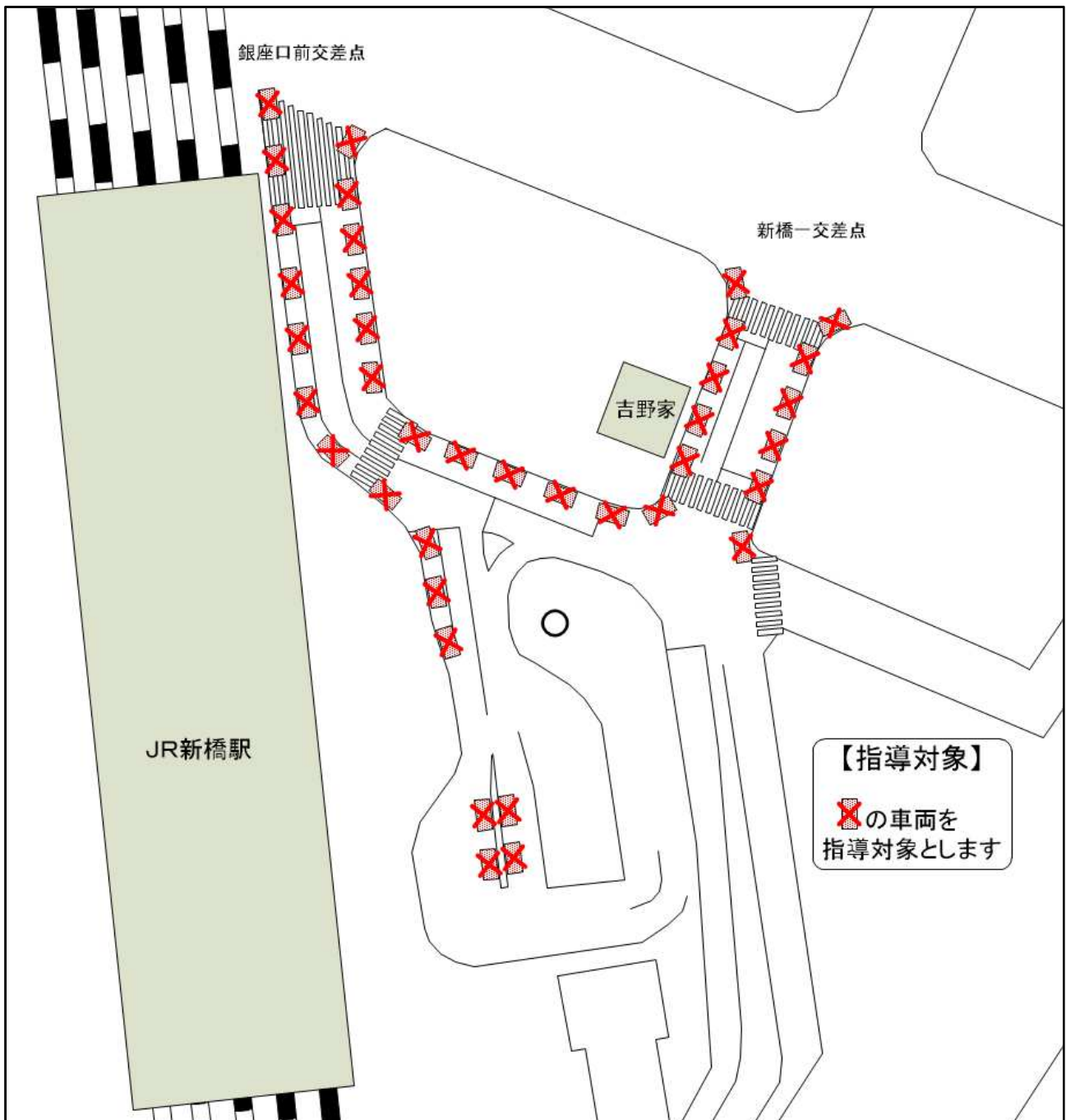
規制時間：土・日、休日、祝日を除く 21 時～翌 1 時

イ 車両進入禁止区間における車両進入の禁止

ロ 空車タクシー進入禁止区間における空車タクシー（メーター表示に係わらず現に旅客が車内に乗車していない状態を言う。）の進入禁止

ハ タクシー乗り場以外における客待ち待機の禁止

新橋駅東口周辺

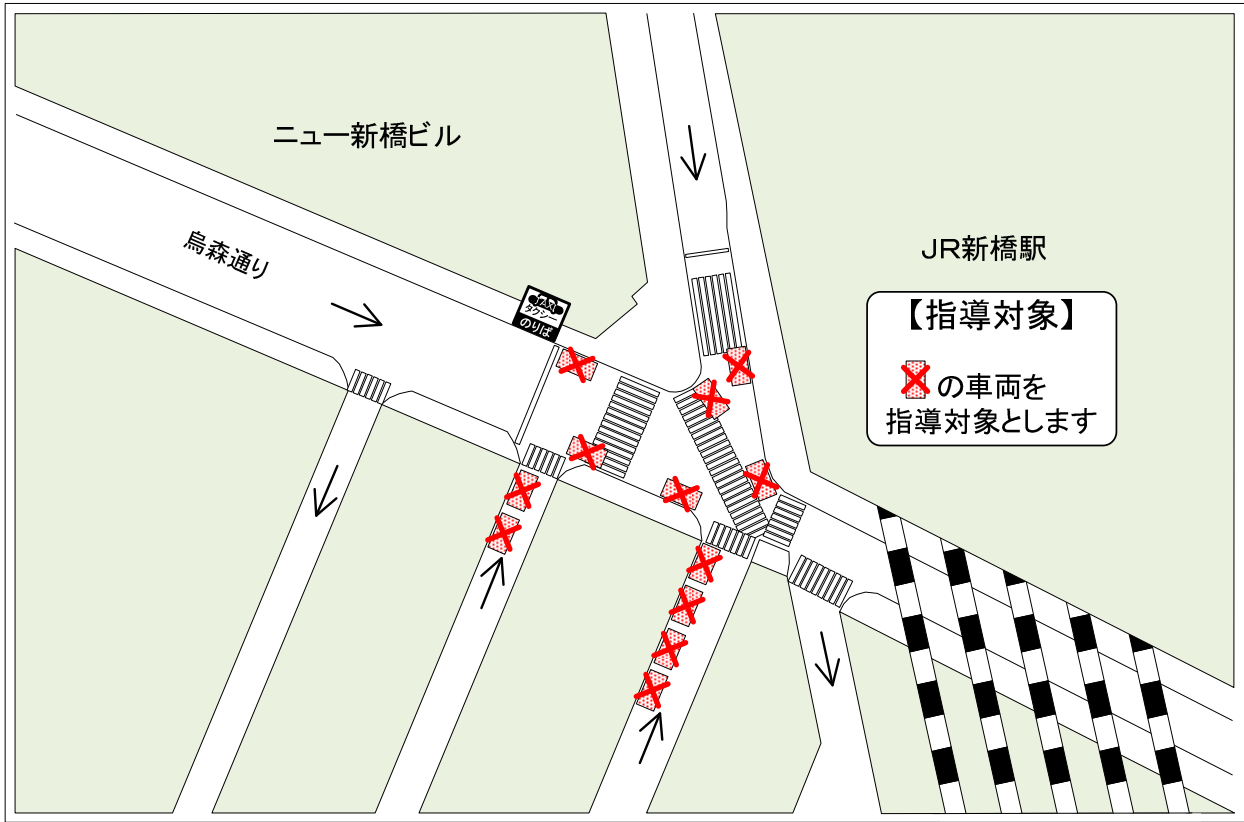


8. 「新橋駅烏森口周辺」

[平成 28 年 9 月 21 日改定]

イ 交差点内、横断歩道上における客待ちの禁止

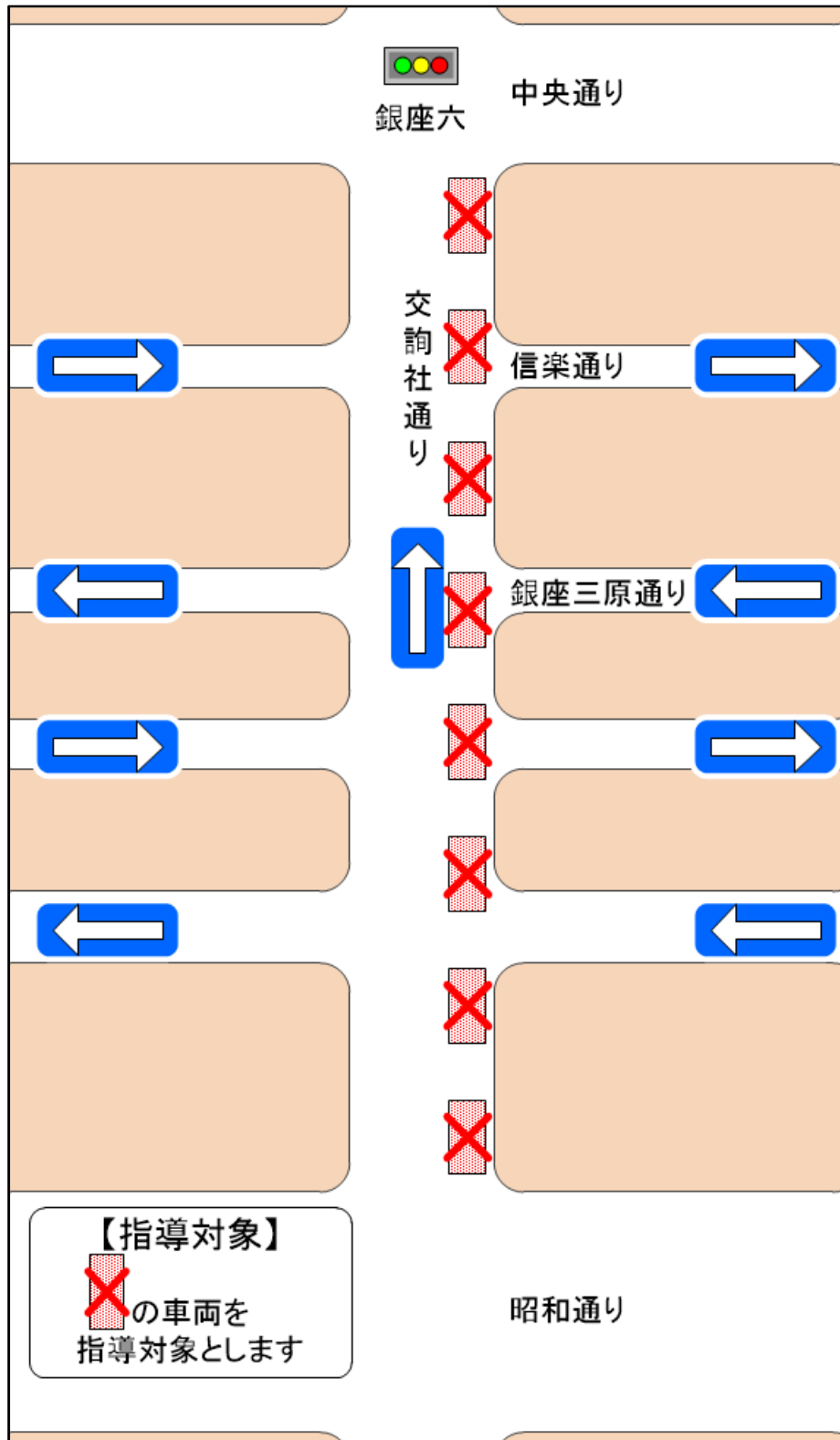
新橋駅烏森口周辺



9. 「銀座・交詢社通り」(昭和通り～中央通り) [平成26年12月11日指定]

- イ 一方通行路における右側駐車禁止
- ロ 交差点、横断歩道における駐車禁止
- ハ 交差点の側端から5メートル以内における駐車禁止
- ニ 横断歩道の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内における駐車禁止

銀座・交詢社通り



10. 「羽田空港定額運賃」

[平成 29 年 11 月 2 日指定]

東京国際空港を定額運賃適用施設とした定額運賃を設定した事業者において、多数の事業者が設定している 19 の適用ゾーンの内 1 つ以上のゾーンを適用していない場合は、道路運送法の目的である旅客の利便確保の観点から、下記事項を遵守すること。

- (1) 東京国際空港においては、19 のゾーンに定額運賃を設定している事業者が多数存在し、乗り場における利用者に対しての案内についても多数の事業者が設定している内容を前提にされていることなどから、利用者は定額運賃が適用されるという前提でタクシーを利用する環境となっているため、適用していないゾーンを目的地とした運送申し込みがあった場合において、定額運賃が適用されないことなどの説明が懇切丁寧に行われなければ、利用者利便を著しく阻害することとなるため、利用者に対し以下の事項の説明を確実に行うこと。

イ 運送申し込みのあったゾーンは多数の事業者が定額運賃を設定しているが、本車両では設定をしていないため、メーター運賃を適用することとなること。

ロ メーター運賃ではなく定額運賃を希望する場合には、申し込みのあったゾーンを設定している車両に案内すること。

- (2) 「この車両は定額運賃をご利用できない地域があります」ステッカー 2 枚（一般社団法人東京都個人タクシー協会作成のものに限る。）を以下の方法により貼付すること。

イ 車外表示（ステッカー（大））

車両の外側（左側後部ドアの上部）に貼付すること。

ロ 車内表示（ステッカー（小））

車内の利用者から見やすい位置に貼付すること。

